

## 紀宝町職員募集要項

### 1. 職種及び採用予定人員

事務職（一般）・・・4名程度

### 2. 採用予定年月日

令和7年4月1日

### 3. 受験資格

- (1) 平成2年4月2日以降に生まれた方
- (2) 令和6年7月1日現在において、受験者本人、または父母のいずれかが紀宝町に住所（住民登録）を有する方で、採用後、紀宝町に居住できる方
- (3) 学校教育法に定める大学、短期大学（高等専門学校を含む）、高等学校を卒業した方、または令和7年3月31日までに卒業見込みの方
- (4) 地方公務員法16条の欠格条項に該当しない方

### 4. 受験手続

#### （1）提出書類

- ①申込書兼履歴書（紀宝町交付のもの）・・・1通
- ②写真2枚（縦4cm×横3cmのサイズで、3ヶ月以内に撮影した無帽上半身のもの）  
※1枚は、①の申込書兼履歴書に貼付して提出してください  
1枚は裏に氏名を記入し、貼らずに提出。
- ③住所が確認できる書類  
本人が紀宝町に住所を有する場合・・・本人の住民票1通  
本人が紀宝町に住所を有さず、父母のいずれかが紀宝町に住所を有する場合は  
父母のいずれかの住民票1通及び父母との親子関係が確認できる戸籍謄本1通
- ④最終学校の卒業証明書、または卒業見込み証明書・・・1通
- ⑤最終学校の学業成績証明書・・・1通  
※学校での保存期間が過ぎている等の理由  
により発行できない場合は、発行できないことを証明してもらってください。

#### （2）受付期間

令和6年7月25日（木）から令和6年8月20日（火）まで

（土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は書留とし、  
8月20日（火）午後5時15分までに配達（必着）されたものを受け付けます。）

#### （3）受付場所（下記以外の場所では受け付けできません）

〒519-5701 紀宝町鵜殿324番地 紀宝町役場総務課 電話0735-33-0333

## 5. 試験内容

### 【第1次試験（択一式）】

科 目	内 容	出題数	解 答 時 間
教 養	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	40題	120分
職場適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性を見る	150題	20分

【第2次試験】 作文試験及び面接試験（集団討議を行う場合があります）

※第2次試験は、第1次試験合格者のみです。

## 6. 試験の日時及び会場（※8月下旬に実施通知・受験票を送付します。）

区 分	日 時	会 場
第1次試験	令和6年9月22日（日） 試験：午前9時開始 受付：午前8時30分～8時45分	
第2次試験	令和6年10月27日（日）予定 試験：午前9時開始 受付：午前8時30分～8時45分 ※町主催行事の都合で変更する場合あり	紀宝町役場内会議室 (紀宝町鶴殿324番地)

## 7. 合否決定

第1次試験結果・第2次試験結果とも、合否判定ができ次第、速やかに受験者全員に郵送で通知します。

## 8. 試験成績の提供

希望者には、試験成績を提供します。（受験票を持参し、本人が来庁してください）

- ① 請求できる人・・・受験者本人
- ② 提供内容・・・本人の各試験結果
- ③ 提供期間・・・発表から1か月間

## 9. 給与及び服務

- ① 給与・・・本町の職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給料及び通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を支給（令和6年7月現在、事務職職員の初任給は、大学卒で196,200円、短大卒で179,100円、高校卒で166,600円です。）
- ② 昇給・・・原則として、1年に1回
- ③ 勤務時間・・・午前8時30分から午後5時15分まで  
(ただし、勤務箇所によっては異なることがあります。)
- ④ 休日・・・土曜日、日曜日、祝日、年末年始  
(ただし、勤務箇所によっては変則的な勤務形態となることがあります。)
- ⑤ 有給休暇・・・年次休暇は1年につき20日（採用年は15日）、このほか特別休暇等があります。

## 10. その他

- ① 採用予定人数は変更になる場合があります。
- ② 試験の成績によっては、採用者がいない場合があります。
- ③ 受験資格がないこと、または申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格や採用が取り消しになります。

### ※ 地方公務員法第16条の欠格条項とは

次のいずれかに該当する場合は、地方公共団体の職員となることはできません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって地方公務員法第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者